

## 森林整備に係る安定財源の確保と山村振興対策の推進を求める意見書

森林は、木材等林産物の供給をはじめ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など、多様な公益的機能を有しており、国民生活と切り離すことのできない貴重な財産である。

しかし、山村の現状は、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足などにより、生業としての林業は衰退を余儀なくされ、極めて深刻かつ危機的な状況にある。

その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に対して、国民の生命・財産が危険にさらされるといった事態も生じている。

本市においても、昨年12月に発生した倒木被害は深刻で原状復帰への課題を多く抱えている。

よって、以下の事項について強く要望する。

### 記

1. 森林が果たす公益的機能とその重要性を広く国民に訴えるとともに、森林吸収源対策、地球温暖化対策をはじめ森林整備に係る安定財源の確保を図ること。
2. 「山村振興法」の基本理念である「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、山村における定住の促進」等の実現に向けて、地域企業の受注機会の増大や所得向上に向けた支援など、必要な方策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

高山市議会

